

「阿波人形浄瑠璃」多言語デジタルコンテンツ制作業務に係る業者選定 プロポーザル企画提案募集要項

1 業務概要

(1) 業務の目的

徳島県立阿波十郎兵衛敷において、デジタルコンテンツを活用し多言語に対応した解説を実施することで、増加する外国人観光客がストレスなく深く阿波人形浄瑠璃の魅力を理解いただくことを目的とする。

(2) 業務名称

「阿波人形浄瑠璃」多言語デジタルコンテンツ制作業務

(3) 業務内容

別添仕様書に添付のとおり

(4) 事業主体

徳島県

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）

(6) 見積限度額

5,775,000円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む。）
積算には、業務の遂行に必要な全ての経費に含めること。

2 業務仕様

別添仕様書を参照

3 参加資格

次の全ての要件を満たす物であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

カ 本プロポーザルに関して、3(2)に定める共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

(2) 共同企業体(JV)による参加の場合

ア 全ての構成員が、3(1)ア～カに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

4 参加申込み及び企画提案書等の提出について

(1) 質問の受付

当該公募に係る質問は、質問書(様式第3号)により行うものとし、電子メールにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は県HPにおいて実施する。

質問の受付期間：令和7年10月9日(木)から10月22日(水)までの
午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を電子メールにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

○参加申込書(様式第1号) 1部

提出期限：令和7年10月22日(水)午後5時まで(必着)

(3) 企画提案書等の提出

次のア～エに記載する書類等を事務局に提出すること。

なお、企業共同体(JV)により参加する場合にあっては、ウ～エに記載する資料は構成する全ての事業者が提出すること。

ア 企画提案書(A4の任意様式とし、記載項目は以下のとおりとする。)

① 業務実施計画

仕様書に基づき、以下の内容を中心に提案すること。

・解説ページのビジュアルデザイン(WE B)

・デジタルサイネージを活用するコンテンツ(サイネージ)

② 業務実施スケジュール

③ 業務実施体制(業務遂行に必要な人員、役割、責任等のことがわかる組織体制図など)

※企業共同体（JV）にあっては、共同企業体協定書の写しを併せて提出すること。

イ 見積書（任意様式）

見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を具体的に記載すること。

ウ 参加団体の概要・業務実績（様式第2号）

エ 参考資料（類似業務実績など、企画提案内容を補足する資料）

※任意提出とする。

企画提案書等については、次の方法で提出すること。※どちらも必要

○書類等の正本1部、副本5部を持参又は郵送（書留で期限内必着）

○電子メールにより提出

ストレージサービスを利用する場合は、総合オンラインサービスDECOを利用すること。（事務局より別途案内）

提出期限：令和7年10月30日（木）午後5時まで（必着）

（4）提出先（事務局）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化振興課文化創造室

電話：088-621-2552

電子メール：bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp

5 企画提案書等の評価について

（1）企画提案の評価（採点）は、提出された企画提案書等について、別に設置する委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

（2）企画提案の評価（採点）は、書面審査を基本とし、必要に応じてヒアリングの機会を設ける場合がある

（3）評価基準及び評価（選定）方法について

選定委員会において、別添の評価基準に基づき企画提案書等の評価を行う。

（4）評価結果

評価結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を県ホームページにて公表する。

（5）評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

ア 3に記載する参加資格を満たさない者

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 2案以上の企画提案をした場合

エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

- オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (6) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者の場合においても、評価を行うものとし、評価の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

6 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の(3)に示す提出期限までに、応募辞退届(様式第4号)を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は郵送(書留で期限内必着)によること。

7 契約に関する事項

- (1) 契約に関する通知について

選定委員会が選定した最優秀提案者を契約候補者とし、徳島県観光スポーツ文化
部文化創造室長(以下、「文化創造室長」という。)から、その旨を通知した後、速
やかに契約を締結する。なお、企画提案はあくまでも提案者の企画力、実施能力等を
判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約
を締結する。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

- (2) 契約候補者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選
定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等
を行った上で、契約を締結する。

- (3) 県との協議が整った場合は、契約候補者から改めて見積書を徴収し、内容を審
査の上、委託契約を締結する。

- (4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての
交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む
ものとする。

イ 委託業務において制作された成果物及びその構成素材(制作過程で作られた
素材等の著作権も含む。)に関する所有権、著作権(著作権法第27条及び第2
8条の権利を含む。)及びその他一切の権利は、文化庁及び県に帰属するものと
する。なお、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

8 その他の留意事項について

- (1) 書類の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された書類は、企画提案の評価以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。

- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、文化創造室長の了解を得ずに公表、又は使用してはならない。

9 スケジュール

募集開始	令和7年10月9日(木)
質問受付	令和7年10月9日(木)～10月22日(水)
参加申込書提出期限	令和7年10月22日(水)
企画提案書提出締切	令和7年10月30日(木)
書面審査	令和7年11月上旬
選定結果通知	令和7年11月中旬